

平成 14 年 4 月 2 日

各 位

会社名 株式会社 ACCESS
代表者名 代表取締役社長 荒川 亨
(コード番号 4813 東証マザーズ)
問合せ先 常務取締役経営企画室長 室伏 伸哉
(TEL. 03-5259-3511)

新株予約権方式によるストックオプションの付与に関するお知らせ

当社は、平成 14 年 4 月 2 日開催の当社取締役会において、平成 14 年 4 月 1 日施行の「商法等の一部を改正する法律」(平成 13 年法律第 128 号)により改正された商法第 280 条ノ 20 及び第 280 ノ 21 の規定に基づき、下記のとおり、ストックオプションの実施等を目的として、株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行することの承認を求める議案を、平成 14 年 4 月 25 日開催予定の当社第 18 回定期株主総会(以下「本総会」といふ。)に提案することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由
当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員の当社に対する経営参画意識を高め、業績向上に対する意欲や士気を喚起することならびに今後の新たな人材確保のために使用することを目的として、また、当社顧問に対する報酬の一部とすることを目的として、商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 に基づき、下記のとおり、株主以外の者に対して、特に有利な条件をもって新株予約権を発行するものであります。
2. 新株予約権発行の要領
 - (1) 新株予約権の割当を受ける者
当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員ならびに経営方針等に関し顧問契約に基づき当社に助言する当社顧問(以下「対象者」と総称する。)
 - (2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数
当社普通株式 500 株を上限とする。
ただし、本総会終結後に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。
$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、下記(5)に定める行使価額(以下に定義する。)の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額となるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとする。
なお、調整の結果生ずる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。ただし、かかる調整により各

新株予約権の行使により発行される株式数が0となる場合には、かかる調整は行わないものとする。また、これらの端数処理については、その後生じた株式数の調整事由に基づく株式数の調整にあたり、かかる端数を調整前株式数に適切に反映したうえで、調整後株式数を算出するものとする。

(3) 発行する新株予約権の総数

500 個を上限とする。

なお、各新株予約権の行使により発行する株式数は 1 株とする。

また、各対象者に対して発行する新株予約権の数は、当社の取締役又は監査役に対しては 30 個、当社子会社の取締役又は監査役に対しては 30 個、当社及び当社子会社の従業員に対しては 20 個、また、当社顧問に対しては 10 個をそれぞれ上限とし、その配分に関しては取締役会に一任するものとする。

(4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(5) 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

各新株予約権の行使により発行又は移転する株式 1 株当りの払込金額（以下「行使価額」という）は、新株予約権発行日の属する月の前月の各日（終値のない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値に 1.05 を乗じた価額とし、これにより生じた 1 円未満の端数はこれを切り上げる。ただし、その価額が新株予約権発行日の終値（終値がない場合は、その日に先立つ直近日における終値）を下回る場合は、新株予約権発行日の終値とする。

なお、新株予約権発行日後に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分（新株予約権、平成 14 年 4 月 1 日改正前商法第 280 条ノ 19 の規定に基づく新株引受権及び同改正前商法第 341 条ノ 8 の規定に基づく新株引受権附社債にかかる新株引受権の行使による場合を除く。）を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。その他、新株予約権（その権利行使により発行される株式の発行価額が新株予約権発行時の時価を下回る場合に限る。）を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されるものとする。なお、次の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数をいうものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行 1 株当り払込金額} \times \text{又は処分株式数} \times \text{又は譲渡価額}}{\text{1 株当りの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行又は処分株式数}}$$

上記のほか、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、発行価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、発行価額は適切に調整されるものとする。

- (6) 新株予約権の権利行使期間
平成 16 年 4 月 26 日から平成 24 年 4 月 25 日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときはその前営業日を最終日とする。
- (7) 新株予約権の行使の条件
各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (8) 新株予約権の消却事由及び条件
当社はいつでも新株予約権を買入れ又は取得しこれを無償で消却することができる。
- (9) 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
- (10) 株式交換及び株式移転による新株予約権の完全親会社への承継及び承継後の新株予約権の内容にかかる決定の方針
当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合には、以下の方針により、未行使の新株予約権を当該株式交換又は株式移転後の当社の完全親会社(以下「完全親会社」という。)に承継させることができる。
- 1) 新株予約権の目的たる株式の種類
完全親会社の普通株式
 - 2) 新株予約権の目的たる株式の数
上記(2)に記載の株式数(調整がなされた場合には調整後の株式数)に、株式交換又は株式移転の際に当社株式 1 株に対して割り当てられる完全親会社株式の数(以下「割当比率」という。)を乗じて計算し、1 株未満の端数はこれを切り捨てる。
 - 3) 新株予約権の権利行使に際して払込みをなすべき額(承継後行使価額)
$$\text{承継後行使価額} = \text{承継前行使価額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$
 - 4) 新株予約権の権利行使期間
上記(6)に定める期間とし、承継時に権利行使期間がすでに開始している場合には、株式交換又は株式移転の効力発生日より上記(6)に定める期間の満了日までとする。
 - 5) 権利行使の条件ならびに消却事由及び条件
上記(7)及び(8)に準じて決定する。
 - 6) 承継後の新株予約権の譲渡制限
承継後の新株予約権の譲渡については、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。
- (11) 新株予約権の割当方法
各対象者に対する新株予約権の割当は、以下に定める事項その他当社取締役会が上記新株予約権発行の目的を達成するために必要と認める条件を定める新株予約権割当契約を各対象者との間で締結し、これに基づいて行うものとする。
- 1) 権利行使株数の制限
次の表に記載の期間につき権利行使できる新株予約権の数は、それぞれ次の表のとおりとする。また、ある特定の権利行使から次の権利行使までは 6 ヶ月間の期間をおかなければならない。

平成16年4月26日から 平成16年12月31日まで	対象者が付与された新株予約権の数の3分の1（小数点第1位以下は切り上げ）まで
平成17年1月1日から 平成17年12月31日まで	対象者が付与された新株予約権の数の3分の2（小数点第1位以下は切り上げ）まで
平成18年1月1日以降 権利行使期間の末日まで	残りの新株予約権全て

2) 新株予約権の返還事由

次の各場合には、対象者は新株予約権を当社に対して無償で返還するものとする。ただし、当社に対する過去の貢献に鑑み、取締役会が新株予約権の継続保有を相当と認める場合にはこの限りでない。

対象者が自己の都合により当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員でなくなった場合

対象者が、当社の取締役会により合理的に定められる客観的指標に基づき期待された貢献をしていないものと当社取締役会が判断した場合

対象者がその在籍する当社又は当社の関係会社の就業規則に定める懲戒の事由に該当する場合

対象者が当社又は当社の関係会社の取締役又は監査役の地位を解任された場合

対象者が禁錮刑以上の刑に処せられた場合

対象者が当社又は当社の関係会社以外の会社の役職員に就任又は就職した場合（書面により当社の承諾を事前に得た場合を除く。）

新株予約権の第三者に対する譲渡、質入れその他の処分をした場合

対象者が放棄を申し出た場合

3) 対象者が死亡したときは、同人の相続人が新株予約権を相続するものとする。

上記にかかわらず、顧問との間の新株予約権割当契約においては、当社取締役会が当該顧問に対する新株予約権発行の目的に鑑み、合理的に定める条件を付すものとする。

(注) 具体的な発行内容および割当の条件は、上記内容の範囲内において、今後開催される当社取締役会の決議を以って決定いたします。

以上